

○大野市水循環アドバイザー設置要綱

平成30年9月20日

告示第208号

（設置）

第1条 大野市の水循環に関する研究について助言及び提言を求め、かつ、広く市外へ大野市の水循環、地域資源である水、水環境及び湧水文化（以下「水循環等」という。）の紹介を依頼することにより、大野市を水研究の先進地として確立するため、大野市水循環アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

（任務）

第2条 アドバイザーの任務は、次に掲げるものとする。

- （1）水循環等の研究について助言及び提言を行うこと。
- （2）水循環等を広く市内及び市外に発信すること。
- （3）大野市における研究成果を発表する場合において、可能な限りアドバイザーの肩書きを活用すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、水循環等に関し市と協議し、助言及び提言を行うこと。

（委嘱）

第3条 アドバイザーは、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- （1）水循環等に関する深い知識及び水行政に関する熱意を持ち、市と協力し、助言及び提言を行う者
- （2）学術的な分野において、情報発信の手段を持ち、市と一体となって水循環等の発信を行う者
- （3）市長が特に認める者

2 市長は、アドバイザーからの辞任の申し出があったときその他特別の事情があると認めたときは、その任を解くことができる。

（秘密保持義務）

第4条 アドバイザーは、業務上知り得た秘密を保持し、第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は、その職を退いた後も、同様とする。

（便宜の供与）

第5条 市長は、アドバイザーが任務を遂行するため、必要とされる名刺その他の便宜を供与することができる。

（報酬）

第6条 アドバイザーの活動に対する報酬は、特に予算で定めるものを除き無報酬とする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年8月10日から適用する。